



広島県報

定期第32号

付 録

発行者 広 島 県
 発行所 広島県総務部
 総務管理局文書法制室
 購読料 月額 2,700円

平成十八年

三月分目録

定期 (第十六号から
 第二十四号まで)
 号外 (第三十一号から
 第六十号まで)

一	広島県公立大学法人評価委員会条例	三
二	広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	四
三	児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例	五
四	広島県歡樂的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例	七
五	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	七
六	障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	七
七	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	三
八	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	三
九	広島県職員定数条例等の一部を改正する条例	三
一〇	広島県設置条例の一部を改正する条例	三
一一	広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例	三
一二	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	三
一三	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	四
一四	広島県手数料条例等の一部を改正する条例	四
一五	広島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	四
一六	広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	四
一七	自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	五
一八	広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例	五
一九	広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	五
二〇	修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	五
二一	広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例	五
二二	広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	五
二三	広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	五
二四	広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	五
二五	広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例	五

二六	〇 条 例	三
二七	〇 規 則	三
二八	〇 訓 令	三
二九	広島県会計規則等の一部を改正する規則	六
三〇	広島県証明事務手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	六
三一	広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三
三二	広島県契約規則の一部を改正する規則	三
三三	広島県漁業調整規則の一部を改正する規則	三
三四	広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	三
三五	広島県動物愛護管理条例施行規則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	三
三六	広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	三
三七	広島県立広島国際協力センター管理規則等の一部を改正する規則	三
三八	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三
三九	広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	三
四〇	広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則	三
四一	広島県税規則等の一部を改正する規則	三
四二	〇 合同訓令	三
四三	技術員の給与に関する規程等の一部を改正する訓令	三
四四	技術員等の退職手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令	三

○ 告 示

三〇五	福山市の人口	一
三〇六	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	二
三〇七	昭和五十年広島県告示第五百二十七号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示	二
三〇八	昭和五十一年広島県告示第三百二十三号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示	二
三〇九	昭和五十四年広島県告示第二百五十六号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示	二
三〇	昭和四十八年広島県告示第七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を改正する告示	二
三一一	漁業の免許の内容たるべき事項などの定め	二
三一二	保安林予定森林にする旨の通知	三
三一三	"	三
三一四	"	三
三一五	保安林予定森林	四
三一六	車両制限令の規定による通行する車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定	五
三一七	車両制限令の規定による通行する車両の高さの最高限度を四・一米トールとする道路の指定	五
三一八	道路の区域変更	六
三一九	"	六
三二〇	"	六
三二一	"	七
三二二	"	七
三二三	"	七
三二四	"	八
三二五	道路の供用開始	八
三二六	"	八
三二七	"	八
三二八	"	八
三二九	"	八
三三〇	"	八
三三一	"	七
三三二	"	七
三三三	"	七
三三四	道路の供用開始	八
三三五	"	八
三三六	"	八
三三七	"	八
三三八	昭和三十九年広島県告示第六百十四号(広島県屋外広告物条例による地域(場所、物件の指定)の一部を改正する告示)	九
三三九	都市計画の変更	九
三四〇	都市計画の変更	九
三四一	都市計画事業の事業計画の変更の認可	九
三四二	"	九
三四三	平成十六年広島県告示第十三百七十八号(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を改正する告示	六
三四四	生活保護法の規定による施術者の指定	三
三四五	生活保護法施行規則の規定による指定施術者の廃止	四

31

三三三	保安林予定森林にする旨の通知	二
三三六	"	二
三三九	"	二
三四〇	平成十六年広島県告示第二百五十九号(経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等)の一部を改正する告示	七
三四一	道路の区域変更	七
三四二	道路の区域変更	七
三四三	都市計画の変更	七
三四四	住宅地区改良法の規定による事業計画の変更	九
三四五	保安林予定森林	九
三四六	指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知	二
三四七	"	二
三四八	"	二
三四九	"	二
三五〇	解除予定保安林にする旨の通知	三
三五五	道路の区域変更	三
三五二	"	三
三五三	"	三
三五四	"	三
三五五	"	三
三五六	"	三
三五七	道路の供用開始	五
三五八	"	五
三五九	"	五
三六〇	"	五
三六一	"	五
三六二	土砂災害警戒区域等の指定	六
三六三	"	六
三六四	建築基準法の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可	七
三六五	港湾法の規定による臨港地区の指定等	一〇
三六六	国土調査の成果の認証(市町村)	三
三六七	"	三
三六八	"	三
三六九	"	三
三七〇	生活保護法の規定による施術者の指定	三
三七一	解除予定保安林にする旨の通知	三
三七二	"	三

